

一級河川指定区間における土地の 登記抹消請求事件と手続き上の課題

上野 颯大

関東地方整備局 河川部 水政課 (〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1)

県が管理する一級河川の指定区間において、河川改修事業に伴い用地取得された建設省名義の土地に対して、原告から国を被告として訴訟提起がなされたものであり、関東地方整備局で訴訟追行することとなった事例である。

なお、一級河川の土地の登記名義は指定区間内外に関わらず建設省（現国土交通省）名義（以下「国名義」という。）とされているが、指定区間については、県が河川管理者である。本発表課題においては、本件登記抹消請求事件（以下「本事件」という。）に関して、関係法の規定を分析し、分析結果から見える手続き上の課題と取り得る対応について考察する。

キーワード 登記抹消請求事件、河川管理、法定受託事務、補助参加人

1. 本事件の概要

本事件は、一級河川A水系A川（指定区間）沿いの敷地について、複数名の共有地として持分を所有していた原告の父が、1980年代の河川改修事業の際にその用地買収に関して、B県職員の来宅等が一切なく、契約・金銭受領もないにも関わらず、河川改修事業とは別の事業の相続手続きで司法書士及び県登記嘱託職員の役職の者に貸与した印鑑が本件土地の代位登記申請書にも押印され、所有権移転登記がなされたと主張し、B県の行使した代位による遺産相続登記及び持分全部移転登記は無効であるとして、国を被告とする訴えを提起した事件である。

対象地の所在イメージは、図-1の赤丸で示す河川沿いの堤防敷である。なお、対象地は一級河川の指定区間であり、所有権移転登記がなされた1980年代当時は機関委任事務として、現在は法定受託事務としてB県が管理を行っている箇所である。そのため、国（関東地方整備局）は河川管理の実態内容を一切把握していない。一方、前述したとおり河川管理を行っているのはB県であるが、対象地の名義は、国名義となっていることから、訴訟提起にあたって、国（法務大臣）を被告としたものと思われる。

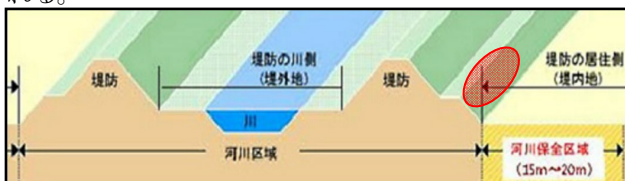
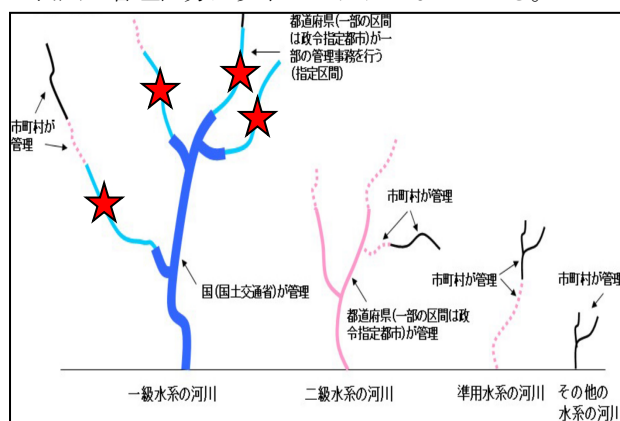


図-1 現地状況イラスト

1) (出典) 荒川上流河川事務所 HP

2. 河川の管理区分

河川の管理区分は以下のとおりとなっている。



■一級河川

国土保全上又は国民経済上、特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川で、国土交通大臣が指定。

★指定区間（法定受託事務）

国土交通大臣が指定する区間。都道府県知事が管理。

●指定区間外（いわゆる直轄管理区間）

一級河川の中でも特に重要な区間。国土交通大臣が管理。（一部を除いて地方整備局長に権限委任）

■二級河川（法定受託事務）

一級河川以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で都道府県知事が指定したものをいう。都道府県知事が管理。

図-2 河川の管理区分

2) (出典) 国土交通省 本省HPから一部引用

なお、本事件は★の箇所に該当する県が管理する指定区間の土地に関して生じた訴訟である。

3. 本事件の経緯

本事件の対応経緯は以下のとおりである。

- ・原告が国名義の土地の登記抹消を求め、B県を被告として訴訟提起
↓ (1ヶ月)
- ・被告を国に訂正する補正書提出
↓ (18日)
- ・法務省からB県を管轄するC地方整備局長あて争訟係属通知
↓ (6日)
- ・C地方整備局から、所在地ではなく水系一貫の対応の観点から当該河川の属するA水系を管理している関東地方整備局へ対応依頼
↓ (4日)
- ・法務省から関東地方整備局長あて争訟係属について再通知
↓ (3日)
- ・訴訟追行について、関係機関と打ち合わせ
↓ (4日)
- ・法務局より裁判所へ訴訟告知及び答弁書提出
↓ (3日)
- ・関東地方整備局から法務局へ回報書
↓ (8日)
- ・第1回口頭弁論
↓ (2ヶ月)
- ・B県が補助参加の申出書提出

4. 補助参加人

本事件においては、B県が訴訟告知を受け、補助参加人として訴訟参加している。補助参加人について説明する。

裁判は原告と被告が当事者である。補助参加人とは、民事訴訟法第42条において、「訴訟の結果について利害関係を有する第三者は、当事者の一方を補助するため、その訴訟に参加することができる。」と規定されている。具体的には、法務局が裁判所に補助参加人となるべき者を被告知人とした訴訟告知書を提出し、その告知を受けた被告知人が訴訟参加を検討するものである。

5. 法定受託事務と自治事務

法定受託事務と自治事務は、地方自治法において規定されている。法定受託事務とは、「国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるもの」と規定されており、一方、自治事務は「地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のもの」と規定されている。そのため、法定受託事務と自治事務に対しての、国からの関与はそれぞれ違う。法定受託事務は前述したとおり、「国が本来果たすべき役割に係るもの」と規定されているため、国が事務の処理基準を作ることができ、是正の指示や代執行等、国の強い関与が認められている。一方、自治事務に関しては、国は事務の処理基準は作ることとはできず、国からの是正指示や代執行等は行えず、是正の要求に留まる。

6. 河川法規定の整理

一級河川指定区間の河川管理を行っているのは都道府県知事であるが、全ての手続きを都道府県知事が行うものではない。

表-1 河川管理者 土地の登記名義 流水占用料等の徴収

		河川管理者	土地の登記名義	流水占用料等の徴収
一級河川	指定区間外	地方整備局長 (国土交通大臣からの権限委任)	国土交通省 (建設省)	都道府県知事 (自治事務)
	指定区間	都道府県知事 (法定受託事務)	国土交通省 (建設省)	都道府県知事 (自治事務)

上記の表の色分けで示すとおり、河川管理者、土地の登記名義及び流水占用料等の徴収は対応等すべき者が異なっている。

具体的には、指定区間（都道府県管理）であっても、土地の登記名義は国である。また、指定区間外（国管理）であっても、流水占用料等の徴収者は都道府県知事である。このように、管理者と土地の登記名義等が合致していない状況にある。

1点目の土地の登記名義については、建設事務次官通知 河川法の施行について 14（1965.3.29）において、

「河川は公共のものであり、河川の管理は都道府県が行う場合（法定受託事務）であっても国の事務であるため、国名義で登記する。」と規定されている。

2点目の流水占用料等については、河川法第32条において規定されており、流水占用料等は都道府県の収入とするとされている。³旧法においても、流水占用料等は当該都道府県の収入となるものとされていたが、それは、河川に関する費用を都道府県負担としたことに対する報償としての意義を有するものであった。現行法においては、河川に関する費用をだれが負担するかということとは関係なく、流水占用料等は全て都道府県の収入となるものとされているが、それは、旧法の規定により都道府県に帰属せしめられていた流水占用料等が、当該都道府県の財政上比較的大きな地位を占めるに至っていたという事実に対する配慮から定められたものである。」とされている。

7. 土地の登記名義に関する他の問題

本事件のように、土地の登記名義と河川管理者が相違することに起因し生じた問題以外にも、河川の土地の登記名義における問題はある。その代表的なものが旧法認定地に係る問題である。旧法認定地とは、1965年の現河川法施行以前の旧河川法の規定により「河川区域の認定によって、河川区域に認定された土地の所有権（私権）は抹消される、即ち、所有権はなくなるもの。」とされ、私権が抹消され国有地化された土地を指す。しかし、旧法認定地において、登記簿の私権抹消手続きが行われておらず、登記簿上は民有地のままとされている土地も少なからずある。登記簿上の土地所有者が相続税を支払っていたり固定資産税を課税されているケースも見受けられ、土地所有者から国が買い取るよう要求がなされることもある。2024年4月から土地の相続登記が義務化されるため、今後、土地の登記簿に関し、民有地名義の旧法認定地の発覚が増えるものと思料する。

8. 一級河川指定区間の土地に係る争訟において今後取り得る対応

今後も、一級河川指定区間の土地の登記名義が国であることから、国を被告とする訴訟提起が想定される。

本事件においては、法務局より担当行政庁の割り振りの打診があつてから、その回答期限までの時間が非常に短かったことや、類似の事例があることは想定できたが、具体例を示す時間がなく、事前の調整も行うことができなかったため、やむを得ず国（行政庁 関東地方整備

局）で訴訟追行せざるを得なかった。

今後そのような訴訟提起がなされた場合には、事前調整を各関係機関と行った上で、実際に管理を行っている関係都県が訴訟追行することが望ましいと考える。なお、事前調整として、都県に伝える内容としては、以下4項目を考えている。

- ①法定受託事務の規定に基づき、通常は河川管理者である都県が財産の管理や登記などを行っていること。
- ②関東地方整備局としては、指定区間に関する内容を把握していないため、具体的な事情がある場合などを除き、まずは河川管理者である都県に対応してもらうべきであること。
- ③法務大臣の権限法第2条第3項（国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律）に基づき、その規定に該当する法定受託事務に関して特に必要があると認めるときは、地方公共団体の意見を聴いた上、当該地方公共団体の指名する職員の中から指定する者に当該訴訟を行なわせることができること。
- ④過去にも指定代理人を国の職員（関東地方整備局職員）とせず、都県のみで対応している案件があること。

9. まとめ

本事件を通して、一級河川の指定区間及び指定区間外における河川法規定について整理することができ、現行の河川法体制の理解を深めることができた。また、土地の登記名義における他の問題についても学ぶことができ、河川の現状を把握できた。なおかつ、各関係機関との事前調整を行った上で、認識の統一を図る重要性を学んだ。それにより実務における理解も深まり、事務処理を効率よく行えるようになった実感がある。

謝辞：本論文作成にあたって関係者の方々には、ご助言、ご協力をいただきました。大変ありがとうございました。この場を借りて感謝申し上げます。

参考文献

- 1)荒川上流河川事務所ホームページ「河川の利用の案内『河川区域・河川保全区域とは?』」
<<https://www.ktr.mlit.go.jp/arajo/arajo00502.html>>（2024年1月30日閲覧）
- 2)国土交通省本省ホームページ「河川の管理区分について」
<<https://www.mlit.go.jp/river/riyou/kubun/index.html>>（2024年1月30日閲覧）
- 3)河川法研究会、『改訂版「逐条解説」河川法解説』、株式会社大成出版社、2006、P251、ISBN4-8028-8122-3